Legal Wire

pillsbury

Japan Practice

Vol. 213 / November 2026

米国財務省、COINS 法実施のための規則案を公表

Nancy A. Fischer, Matthew R. Rabinowitz, Sahar J. Hafeez, Zachary C. Rozen, Ata A. Akiner, Erin Kwiatkowski, Marcus Burden, Daniel Steinfeld

- 財務省が公表した規則案は、対外投資規制の適用範囲を大幅に拡大するものです。極超音速技術、高性能コンピューティング、バイオテクノロジーなどの分野が、新たに禁止対象に追加されます。
- AI システムを懸念対象国で開発する事業体への投資は、その内容を問わず、全面的に禁止されることになります。
- 本規則案に対する意見の提出期限は、2026 年 12 月 7 日です。最終規則が施行されるまでは現行規則が引き続き適用されますが、投資家は、提案されている規制範囲を踏まえ、ポートフォリオ、今後の取引案件の進捗、およびデューデリジェンスの実務の見直しを事前に開始すべきです。

2026 年 10 月 22 日、米国財務省は、2026 会計年度国防権限法（National Defense Authorization Act：NDAA）の一部として制定された包括的対外投資国家安全保障法（Comprehensive Outbound Investment National Security Act：COINS 法）の施行に向けた措置の一環として、規則制定案の公告（Notice of Proposed Rulemaking：NPRM）を公表しました。

現行の対外投資安全保障プログラム（Outbound Investment Security Program：OISP）に関する規則（連邦規則集第 31 編第 850 部（31 CFR Part 850））では、対象取引は**禁止対象**と**届出対象**の 2 つに区分されています。米国人は、懸念対象国（現在は香港およびマカオを含む中国のみ）の者が関与する特定の対象取引について、財務省に届け出なければなりません。また、国家安全保障上、特に重大かつ差し迫った脅威をもたらす対象取引は禁止されています。

- 禁止対象取引の主な例としては、高性能半導体や先端半導体パッケージングに関連する技術、および軍事・諜報目的での使用を意図した、もしくは一定の性能基準を超える AI モデルを開発する外国事業体への投資が挙げられます。
- 届出対象取引には、「禁止対象」に該当しない半導体関連技術または AI システムへの投資が含まれます。

こちらで解説しているとおり、財務省は、2026 年 10 月 7 日、OISP に基づく初の罰則を科しました。本件は、米国人支配下の外国事業体が行った 92,478 ドルの投資に対して、必要な届出がなされなかったことを理由に、20 万ドルの制裁金を科したものです。

こちらで解説しているとおり、COINS 法は、財務省の既存の OISP を法制化し、さらに拡充するものです。主な変更点には、機微技術分野（高性能コンピューティングおよびスーパーコンピューティング、極超音速システム、バイオテクノロジーなど）の追加、既存の OISP 対象技術分野の見直しによる禁止対象取引の追加、新たな適用除外の導入、一定の当事者が財務省に法的拘束力のない見解を求める手続きの創設、および規制対象国の範囲の拡大などが挙げられます。これらについて、以下で解説します。

NPRM による OISP の主な変更点

主な変更点としては、以下が挙げられます。

- **対象技術の拡大**: NPRM では、新たな技術分野が追加され、既存の OISP 対象分野でも禁止対象取引の類型が追加されています。具体的には、以下のとおりです。

 バイオテクノロジー分野を新たに禁止対象に追加。禁止対象技術には、以下が含まれることになります。

 - 輸出管理規制の対象となる生物剤または毒素；
 - 高エネルギー物質の前駆体または材料；
 - 新規または高性能な機能性材料；
 - 医薬品化合物および薬物送達システム；
 - バイオ燃料；
 - ブレイン・コンピューター・インターフェースの開発または製造；
 - バイオ製造設備の開発、建設または製造；および
 - その他の関連技術、ハードウェアおよびソフトウェア

 半導体および量子技術に関する禁止範囲の拡大。新たに追加される規制対象には、以下に関連するものが含まれます。

 - EUV（極端紫外線）および DUV（深紫外線）を用いたリソグラフィー技術、フォトニック IC（集積回路）、ならびに高帯域幅メモリ；
 - IC や先端パッケージングの設計に使用される電子設計自動化（EDA）ソフトウェア；
 - IC の量産を目的として設計された前工程製造装置；
 - 先端パッケージング技術を用いた IC のパッケージング；および
 - 輸出管理分類番号（ECCN）3A090.a に規定された高度な技術的パラメータを満たす IC の設計

AI: 米国人による、AI（または「超知能」（super intelligence: SI））システムを開発する懸念対象国の事業体への投資は、その内容を問わず、届出対象から**禁止対象**に変更されます。計算量や最終用途に関する基準値は設けられないため、**あらゆる** SI システムの開発が禁止対象技術に該当することになります。財務省は NPRM において、この変更案は過去 2 年間に AI モデルの処理能力が急速に進化したことを踏まえたものであると説明しています。最終用途を個別に特定することはますます困難になっており、先端モデルを正確に識別できる単一の評価指標や基準も、もはや存在しないとしています。

- **「開発」の定義の拡大**: OISP において「開発」という概念は、同プログラムの対象となる外国企業（懸念国に所在する企業など）が対象技術分野に関して行う活動が、禁止対象または届出対象に該当するかを判断する際の基準のひとつです。NPRM では、「開発」の定義を拡大し、関連会社を通じて、あるいは関連会社と共同で行う活動を含めるほか、設計図、図式その他の計画を製品として具現化する行為や、高位レベルや戦略的な監督を行うことも対象に加えています。

- **「認識」の基準の拡大**: 米国人が一定の規定を遵守しているかどうかを判断するため、OISP には「認識（knowledge）」基準が設けられており、これには知り得る理由がある場合も含まれます。NPRM では、現行基準を拡大し、米国人が取引前に財務省から提供された情報を適切に検討したかどうかを考慮することとし、また、米国人支配下にある外国事業体の認識にも、同基準を適用するとしています。

- **対象国**: 本規則案では、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア、および「マドゥロ政権下」のベネズエラが規制対象国に追加されています。財務省は、マドゥロ政権はもはや存在しないものとしており、よって、ベネズエラ関連の投資に対する OISP の適用は、実質的に効力を持たないものと考えております。

- **対象外国人**: 規制対象となるかどうかは、その者の懸念対象国との関係に基づいて判断されます。定義に、対象者が「指揮または管理下に置く」事業体が追加される一方、既存の 50%の持分保有基準および財務に関する基準は維持されます。このため、懸念対象国以外に所在し、50%の持分保有基準を満たさない事業体であっても、対象外国人に含まれる可能性があります。

- **リスト掲載者**: 本来は届出対象となる取引であっても、投資先企業、その関連会社もしくは子会社のいずれかが、米国政府の特定のリストに掲載されている場合、当該取引への投資は禁止されます。国防総省第 1260H 条に基づくリストおよびバイオセキュア（BIOSECURE）リストもこれに追加されます。

- **取引の種類と関与**: 規制対象取引であることを「認識しながら指示する」行為は、禁止対象取引だけでなく、届出対象取引にも適用されることになります。

- **適用除外**: 新たな適用除外として、5 万ドル以下の少額基準（届出対象取引に限る）に加え、二次的および付随的な金融サービスが含まれることになります。一方、事業開発会社に対する適用除外、デリバティブに関する適用除外の一部は廃止されます。

- **コンプライアンスと執行**: 届出には、規制対象となる外国人に関する、より詳細な情報が求められることになります。具体的には、投資先の事業および業務運営に関する追加情報、投資先との過去・現在・将来の商取引上の取決めの開示、ならびに投資先への将来の投資機会に関する説明が含まれます。刑事罰は撤廃される一方、民事制裁金および投資持分の処分義務は引き続き維持されます。新たな手続きにより、対象取引に直接の経済的利害関係を有する当事者は、その取引が禁止対象に該当するかどうかについて、法的拘束力のない見解を求めることができるようになります。

影響と今後の対応

本 NPRM は、対外投資規制の枠組みを大幅に拡大するものといえます。特に、提案されている AI 開発に関する全面的な投資禁止措置や、バイオテクノロジーに関する新たな投資禁止措置は、現行規則下では単に届出のみが必要とされる取引や、そもそも規制の対象とされていない取引にまで広く及ぶ可能性があります。規制対象外国人の定義の拡大、指定リストに基づく禁止投資対象の拡充、「認識」および「開発」の基準の拡大、「認識しながら指示する」行為を届出対象取引にも広げる適用の拡張は、米国の投資家、ファンドマネジャー、および米国人支配下にある外国事業体を有する企業のデューデリジェンスの負担を増大させることになります。一方、新たな少額取引に関する適用除外基準や取引に関する適用除外の追加、法的拘束力のない見解を求める手続きにより、一定の取引について負担が軽減され、規制上の取り扱いが事前に判断しやすくなる可能性があります。

NPRM に対する意見の提出期限は、2026 年 12 月 7 日です。最終規則が施行されるまでは、現行規則が引き続き適用されます。それまでの間、企業および投資家は、以下の点を検討すべきです。

- 特に AI、バイオテクノロジー、極超音速技術、および高性能コンピューティングに留意し、提案されている対象国、対象技術、および対象外国人の定義に照らして、既存のポートフォリオ、進行中の取引案件の進捗、およびファンドストラクチャーを見直すこと。
- 新たな指定リストに基づく投資禁止措置や関連会社との関係を含め、提案されている規制対象範囲に対応するため、デューデリジェンスの質問票、契約上の表明、およびサイドレターによる保証を更新すること。
- 米国人支配下にある外国事業体、および米国外の事業体の役員または取締役を務める米国人に関するコンプライアンス方針と管理体制を検証すること。
- 特に財務省が意見を求めている AI およびバイオテクノロジーに関する投資禁止措置について、意見を提出するかどうかを検討すること。

本稿の原文（英文）につきましては、Treasury Issues Proposed Rule to Implement COINS Act をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Nancy A. Fischer
nancy.fischer@pillsburylaw.com

Matthew R. Rabinowitz
matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com

Sahar J. Hafeez
sahar.hafeez@pillsburylaw.com

Zachary C. Rozen
zachary.rozen@pillsburylaw.com

Ata A. Akiner
ata.akiner@pillsburylaw.com

Erin Kwiatkowski
erin.kwiatkowski@pillsburylaw.com

Marcus Burden
marcus.burden@pillsburylaw.com

Daniel Steinfeld
daniel.steinfeld@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己
katsumi.shirai@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也
shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原 良子
rico.kurihara@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.
© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.